

○香南市長杯事業の実施に関する事務取扱要綱

平成23年6月1日

告示第36号

改正 平成23年9月7日告示第53号

改正 平成25年11月27日告示第85号

(趣旨)

第1条 この告示は、香南市長杯事業（以下「市長杯事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における市長杯事業とは、さまざまな分野において開催される大会等のうち、市長が最も権威あるものと認めたものに対し付与する「香南市長杯」の名義使用の承認をするものとする。

(主催者)

第3条 市長杯事業は、次の各号のいずれかに該当する団体が実施するものとする。

- (1) 市体育協会及び市スポーツ少年団に所属し、その組織が市内において統一されている団体
- (2) 市内の公益法人
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に認めた団体

(対象事業)

第4条 市長杯事業は、次の各号のいずれにも掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められる各種スポーツ大会等であること。
- (2) 市長杯事業の規模は、市内全域を対象とした大会以上とし、参加者数の基準は概ね次のとおりとする。
  - ア 団体 10団体以上
  - イ 個人 30名以上

(承認要件)

第5条 市長杯事業は、次の各号のいずれにも掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) スポーツの推進の向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性があること。
- (3) 法令等に基づく市の行政運営に反しないものであること。
- (4) 特定の宗教的又は政治的色彩を有しないこと。
- (5) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないものであること。
- (6) 開催の場所は、公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられているこ

と。

- (7) 市民が広く参加し、主催者において確実な運営及び厳正な審査が行われること。
- (8) 主催者が入場料、参加料又は出展料等を徴収する事業にあつては、事業内容及び割引等を勘案し適正な額であると認められるものであること。
- (9) 原則、香南市内で開催するものであること。
- (10) 継続的に行われるものであること。ただし、市長が特に認める場合は、その限りではない。

(申請)

第6条 市長杯事業を実施しようとするもの（以下「申請者」という。）は、香南市長杯事業実施申請書（様式第1号）に次の事項を記載した書類を添えて、市長杯事業の実施の1箇月前までに市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の会則等
- (2) 市長杯事業の開催要領
- (3) 参加料等を徴収する場合は、その収支計画書
- (4) その他参考となる書類

(決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査のうえ、その諾否を決定し香南市長杯事業実施決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、当該事業の内容等により条件を付することができる。

(名義)

第8条 市長は、事業実施の承認を受けたもの（以下「事業実施者」という。）に対し、「香南市長杯」の名義の使用を認めるものとする。

(承認の取消し)

第9条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 承認の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 承認の条件を履行しなかったとき。
- (4) その他事業実施の承認にふさわしくないと認められる行為があつたとき。

2 前項により承認を取り消したときは、香南市長杯事業実施承認決定取消通知書（様式第3号）により当該事業実施者に通知するものとする。

(報告)

第10条 事業実施者は、名義の使用の承認を受けた事業が終了した場合は、速やかに香南市長杯事業実施終了報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) チラシ又はポスター等名義の使用が分かるもの
- (2) 収支決算書（参加料等を徴収する場合に限る。）  
（事務の処理等）

第11条 市長杯事業の実施に係る事務は、総務課において処理するものとする。

（補則）

第12条 この告示に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年9月7日告示第53号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の香南市長杯事業の実施に関する事務取扱要綱の規定は、平成23年8月24日から適用する。

附 則（平成25年11月7日告示第85号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

香南市長 様

申請者

住 所

氏 名

印

TEL

香南市長杯事業実施申請書

この度、下記により

を開催することになりましたので、別紙資料を添えて申

請します。

記

- 1 事業名
- 2 目的及び内容
- 3 開催日時
- 4 開催場所
- 5 参加人数(予定)
- 6 市以外の後援団体等の有無  
有(団体名 ) ・ 無
- 9 添付書類
  - (1) 団体の会則及び事業の開催要項
  - (2) その他参考となる書類

様

香南市長

印

( 課 扱 )

香南市長杯事業実施決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、次のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

- (1) 事業名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 承認条件

2 不承認

理由：

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香南市を被告として（訴訟において香南市を代表する者は、香南市長となります。）、高知地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号  
年 月 日

様

香南市長

印

( 課 扱 )

香南市長杯事業実施承認決定取消通知書

年 月 日付け、第 号により決定した市長杯事業実施の承認を次の理由により取り消したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 開催日時
- 3 開催場所
- 4 取消の理由

( 教 示 )

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香南市を被告として(訴訟において香南市を代表する者は、香南市長となります。)、高知地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

香南市長杯事業終了報告書

年 月 日

香南市長 様

申請者

住所

氏名

印

TEL

年 月 日付けで承認を受けた事業については、下記のとおり終了しましたので報告します。

記

1. 事業名
2. 開催日時
4. 開催場所
5. 参加人数
6. 添付書類
  - (1) チラシ又はポスター等名義の使用が分かるもの
  - (2) 収支決算書（参加料等を徴収する場合に限る。）